

地域緑化活動育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域緑化活動育成支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材を育成する等、花と緑の地域づくり活動に取り組む団体（国及び地方公共団体を除く。以下「団体等」という。）に対して必要な経費を支援し、県内各地で県民による美しく魅力的な花と緑の地域づくりが展開されることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、緑豊かな自然課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に、補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(調査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の知事が別に定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認は、申請より30日以内に行うものとする。

(情報の公表)

第10条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表することができる。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月13日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行し、令和4年度事業から適用する。

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度地域緑化活動育成支援補助金交付申請書

地域緑化活動育成支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額 (見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第1号（第4条関係）

〇〇年度地域緑化活動育成支援補助金 事業計画書

区 分	内 容
1. 団体等の名称	
2. 情報公開の承諾	本補助金の申請及び報告に係る提出書類について、採択された場合に事業内容について公開することについて <input type="checkbox"/> 承諾します。 （承諾いただける場合はチェックを入れてください）
3. 他の補助金の活用状況	本事業の実施における国、県又は市町村の他の補助金、交付金等の活用について <input type="checkbox"/> ありません （ない場合はチェックを入れてください）
4. 事業の名称	
5. 補助事業区分	<input type="checkbox"/> 人材育成に係る事業 <input type="checkbox"/> 調査・研究に係る事業 <input type="checkbox"/> 講座・講演・研修・啓発・交流に係る事業 <input type="checkbox"/> イベント等の企画・立案・調整・運営に係る事業
6. 事業の目的	
7. 事業概要	
8. 本事業に取り組む理由	（本事業の背景や課題、住民ニーズ等、課題解決の方向性等について記載）
9. 公益性	（本事業が貴団体にとどまらず地域や社会に与える影響や効果について記載）
10. 実施体制	
11. 消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
12. その他	

※上記の内容を説明する資料があれば、当該項目について「別紙のとおり」と記載の上、当該資料を添付していただいても構いません。

補足する資料があれば添付してください。

担当者連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話 : ファクシミリ : E-mail :		

様式第2号（第4条関係）

〇〇年度地域緑化活動育成支援補助金 収支予算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	積算内訳
県 補 助 金		
自 己 資 金 (会費、寄付金等)		
参 加 費 ① (入場料、出展料等)		
そ の 他 の 収 入 ②		
合 計		

支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	積算内訳
補 助 対 象 経 費		
	補助対象経費計③	
補 助 対 象 外 経 費		
	補助対象外経費計	
合 計		

※算定基準額＝補助対象経費③－（参加費①＋その他の収入②）

＝円

職 氏名 様

職 氏名 印

〇〇年度地域緑化活動育成支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域緑化活動育成支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：所属 名前 電話 ）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の決定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、地域緑化活動育成支援補助金交付要綱以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則、要綱の規定に従わなければならない。

規則様式第3号（規則第17条関係）

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者 氏名

印

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

（補助事業等の名称） 実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	〇〇年度地域緑化活動育成支援補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式第4号（第8条関係）

〇〇年度地域緑化活動育成支援補助金 事業報告書

区 分	内 容
1. 団体等の名称	
2. 事業の名称	
3. 事業の目的	
4. 事業期間	
5. 事業実施結果	（活動の概要「実施日、参加人数、開催場所、内容等」について記載）
6. 本事業成果等	（事業実施により得られた成果や課題、今後の展開・方針などについて記載）

※上記の内容を説明する資料があれば、当該項目について「別紙のとおり」と記載の上、当該資料を添付していただいても構いません。

※下記の書類もあれば提出してください。

事業の様子が分かるもの（事業で作成した資料、チラシ、パンフレット、写真等）

担当者連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第5号（第8条関係）

〇〇年度地域緑化活動育成支援補助金 収支決算書

収入の部

(単位:円)

区 分	決算額	積算内訳
県 補 助 金		
自 己 資 金 (会費、寄付金等)		
参 加 費 ① (入場料、出展料等)		
そ の 他 の 収 入 ②		
合 計		

支出の部

(単位:円)

区 分	決算額	積算内訳
補 助 対 象 経 費		
	補助対象経費計③	
補 助 対 象 外 経 費		
	補助対象外経費計	
合 計		

※算定基準額＝補助対象経費③－（参加費①＋その他の収入②）＝

円

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度地域緑化活動育成支援補助金にかかる事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった地域緑化活動育成支援補助金について、事業仕入控除税額が確定しましたので、地域緑化活動育成支援補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3から2を差し引いた額）	金	円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。